



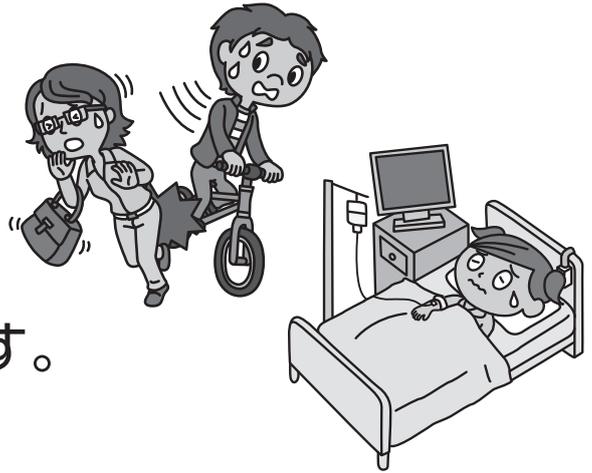
重要なお知らせです。
必ずご覧ください。

学生生活のもしもを 総合的にサポートするなら、 学研災付帯 学生生活総合保険

全国の大学生の約 280 万人が加入する「学研災」が教育研究活動中のケガを補償するのに対し、「学研災付帯学生生活総合保険（ふたいがくそう）」は私生活を含む 24 時間のケガや病気、賠償事故などを補償する保険です。大学生の標準的な保険である「学研災」にこの「学研災付帯学生生活総合保険」をプラスすることで、学生生活全般に補償が広がります。

※「学研災」は全員加入しております。学研災付帯学生生活総合保険は「学研災」を補完する任意加入の上乗せ保険です。

自転車事故の高額賠償に、
自身のケガや病気に、
24 時間、365 日を補償します。



賠償責任保険金
示談交渉サービス付

通院 1 日目
から補償

団体割引

30% 適用

申込締切

2017年 **4月28日（金）**

※必ず締切日までにお振込みください。

- 2017年4月1日以降にお振込みの方は振込日翌日から補償開始となります。
- 2017年4月30日以降にお振込みの場合は取扱代理店までお問い合わせください。
- なお、退学等の場合には、残期間に応じてご返金します。

鹿児島純心女子大学（看護学科）

学生生活を幅広くサポートします！

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

1 個人賠償責任保険金

示談交渉サービス

自転車で行中、通行人にぶつかってケガをさせたとき。

国内外で**学生本人**が偶然な事故により**他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合**に保険金をお支払いします。個人賠償責任については国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)

※インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外です。
※自動車およびバイク(原動機付自転車を含む)での事故は補償対象外です。



2 死亡・後遺障害保険金(*1)

万が一のときや後遺障害が残ったとき。

国内外で**学生本人**が急激かつ偶然な外来の事故で**死亡または後遺障害を被った場合**に保険金をお支払いします。

(ただし、死亡・後遺障害保険金については正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動(クラブ活動)中、学校施設内(寄宿舎を除く)の事故は本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。治療費用保険金については本保険の補償対象となります。)

(*1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。



3 治療費用保険金(*1)(*2)(*3)

学生本人が、ケガや病気で入院または通院したとき。

おすすめポイント

医療機関の窓口で自己負担した費用を補償します。

療	費	担	保
3	4,380	4	
円	消費税率	円	後

ケガ・病気 国内で**学生本人**がケガや病気で**1日以上通院または入院した場合**、健康保険等の自己負担分を保険金としてお支払いします。

(歯科疾病治療のための通院、精神障害による入院、痔核・裂肛等は除く。)



- (*1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。
- (*2) 治療費用保険金のお支払対象期間は、通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。
- (*3) 保険期間の開始時前に発症した病気、発生した傷害は対象になりません。(ただし、保険期間の開始時より2年(保険期間が1年以下の場合は「1年」)を経過した後に開始した入院または通院については、保険金お支払いの対象となります。)

4 救援者費用等保険金

学生が入院し、保護者が駆けつけたとき。

国内外で**学生本人**が保険期間中に住宅外において被ったケガ、または病気にかかり継続して3日以上入院したり、搭乗している航空機や船舶が**遭難した場合**等に、**交通費や宿泊料、捜索救助費用等**をお支払いします。



5 感染予防費用保険金

実習中、誤って自分の指に注射針を刺してしまったとき。

国内外で**臨床実習中の事故**における感染症に係る**接触感染等(針指しに限らない)や臨床実習開始後の院内感染時に予防措置のため負担した費用**をお支払いします。なお、公的医療保険制度の給付の対象となる費用を除きます。

※感染症の治療費は対象外です。[3.治療費用保険金]の対象となります。



6 育英・学資費用保険金(*1)

扶養者が事故で亡くなり、授業料等が払えなくなったとき。

国内外で**扶養者**が急激かつ偶然な外来の事故(ケガ)によって**死亡したり、重度後遺障害を被った場合**に補償します。

払込取扱票の「扶養者(払込人)」欄に署名された方が「あらかじめ指定した扶養者」となります。

なお、A・Dタイプをお選びいただいた場合は、学資費用について急激かつ偶然な外来の事故(ケガ)に加えて**扶養者が疾病により死亡した場合も補償の対象**となります。

◆育英費用保険金(ケガ)

育英費用保険金額を全額一度にお支払いします。

◆学資費用保険金(ケガ・病気)

お支払対象期間中に実際にかかる授業料等の学資費用を支払年度ごとに保険金額を限度にお支払いします。

(*1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。



7 生活用動産保険金

一人暮らし限定

空き巣が入り、家財が盗難にあったとき。



国内で**学生本人**が**所有する家財**が盗難等の偶然な事故で**損害を受けた場合**に保険金をお支払いします。

免責金額(自己負担額) 5,000円

※建物外に持ち出している間も補償されます。

8 借家人賠償責任保険金

一人暮らし限定

ぼやを出し、天井や壁に損傷を与えたとき。



国内で**学生本人**が**火災や水漏れ等の偶然な事故**により借用戸室を損壊したため、**家主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合**に保険金をお支払いします。借家人賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。

充実のアシスタンスサービス 専用フリーダイヤル

一人暮らしの学生も安心!

●メディカルアシスト●

常駐医師が、24時間・365日学生をサポート

転院・患者移送手配

旅先の自動車事故で入院したが、引き続き自宅近くの病院に転院して入院治療したい。(費用はおお客様のご負担となります)

医療機関案内

合宿先で急にお腹が痛くなった。最寄りの病院を至急知りたいたい。

専門医相談【予約制】

最近、目が疲れる。どんなことに注意したらいいだろうか。

緊急医療相談

急に激しい頭痛に襲われた。救急車を呼んだほうがいいだろうか。

がん専用相談窓口

がんに関するさまざまなお悩み、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

尚、電話番号は、後日配布するご案内チラシに記載しています。
※このサービスは、保険会社の提携先を通じてご提供いたします。 ※このサービスメニューは、予告なく変更・中止となる場合がありますので、ご了承ください。 ※サービスのご利用にあたっては、提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。



付帯学総 Q&A

ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

Q 入学時は自宅通学だが、途中から一人暮らしを予定。どのタイプに加入すれば良いですか？

A 卒業までの期間で自宅生タイプにご加入ください。一人暮らしを始める時にタイプ変更が可能です。

Q 中途加入は可能ですか？

A 可能です。お振込翌日からの補償開始となります。補償開始日がパンフレットの補償開始月の翌月以降となる場合は保険料が異なります。お振込みいただく前に必ず保険料のご確認をお願いいたします。

ご加入タイプ

ご加入タイプ		自宅通学の学生			一人暮らしの学生		
保 険 金 額	1 個人賠償責任 ^(*1)	1事故 国内:1億円 国外:1億円 限度			1事故 国内:1億円 国外:1億円 限度		
	2 死亡・後遺障害 ^(*2) ケガ	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
	3 入院・通院 ^(*3) ケガ	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費
	入院・通院 ^(*3) 病気	医療機関の窓口で自己負担した費用を補償			医療機関の窓口で自己負担した費用を補償		
	4 救護者費用等	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
	5 感染予防費用	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円
	6 育英費用 ^(*4) ケガ	100万円	100万円	対象外	100万円	100万円	対象外
	学資費用 ^{(*4)(*5)} ケガ	100万円	100万円		100万円	100万円	
学資費用 ^{(*4)(*5)} 病気	100万円	対象外		100万円	対象外		
7 生活用動産 ^(*6)	対象外	対象外	対象外	50万円	50万円	50万円	
8 借家人賠償責任 ^(*6)				300万円	300万円	300万円	

保険料(卒業までの一括払)	地震・噴火・津波によるケガも補償 天災危険補償特約あり					
	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	Eタイプ	Fタイプ
2021年3月卒業予定者 (4年間分保険料)	74,410円	43,630円	36,880円	80,400円	49,620円	42,870円
	一ヶ月あたりの 保険料 1,550円	一ヶ月あたりの 保険料 910円	一ヶ月あたりの 保険料 770円	一ヶ月あたりの 保険料 1,680円	一ヶ月あたりの 保険料 1,030円	一ヶ月あたりの 保険料 890円

※4年間の保険料を48ヶ月で割り、1の位で四捨五入をしています。

- (*1) 情報機器内のデータ損壊は1事故 500万円限度となります。
- (*2) 教育研究活動中の事故は、本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。
- (*3) お支払対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。
- (*4) 独立生計の学生は選びいただけません。C・Fタイプをお選びください。
- (*5) 学業費用支払期間(保険責任の開始日から学業費用(学資費用)の支払対象期間の終了日までの期間)はそれぞれ卒業予定年次までの期間です。
- (*6) 一人暮らしの学生の方であっても自宅生用タイプ(A・B・C)にご加入いただくことが可能です。

上記保険料は、全国の保険の対象となる方の人数が10,000人以上の場合の割引率[30%]が適用されています。詳細については取扱代理店までお問い合わせください。

保険期間	卒業予定年次に応じて	
4年間	2021年3月 卒業予定者	2017年4月1日(午前0時)より2021年4月1日(午後4時)まで4年間

本パンフレット記載のご加入タイプは、職種級別Aに該当する方(継続的に職業に従事していない学生等)用です。

以下に該当する職業に継続的に従事している方は職種級別Bとなり保険料が異なります。必ずお問い合わせ先までご連絡ください。(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡くださるようお願いいたします。)[自動車運転者][建設作業員][農林業作業員][漁業作業員][採鉱・採石作業員][木・竹・草・つる製品製造作業員](以上6職種)

ご加入方法

入学から卒業まで、手続きは1回だけ！

- 1 パンフレットより希望の補償内容を選ぶ。
- 2 保険料を確認し、同封の「払込取扱票」に必要事項を記入する。
- 3 ゆうちょ銀行または郵便局から保険料を振込む。
- 4 6月中旬頃、加入者証が到着する。

保険期間は選べません。卒業までの一括払いです。

記入例に従いご記入ください。「払込取扱票」は加入依頼書を兼ねております。



振込手続きをもってお申込みは完了します。なお、振込手数料は払込人負担です。



加入者証が未着であっても補償開始日以降の事故については補償されまますのでご安心ください。加入者証到着までは受領証を保管してください。*送付先は扶養者住所です。

ご加入にあたってのご注意

保険の対象となる方の範囲

この保険の対象となる方は、本学に在籍し学研災に加入している学生に限ります（退学等の場合は、原則中途脱退の手続きが必要となりますので、引受保険会社までご連絡ください。）。

扶養者の指定

扶養者として指定できるのは、原則として、保険の対象となる方の親権者であり、かつ保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。（保険の対象となる方が成年に達している場合は、親権者である必要はありません。）

保険金を請求するときは

- ①事故の通知：事故が発生した場合には、直ちに下記「お問い合わせ先」または下記引受保険会社にご連絡ください。
- ②保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。
- ③ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
- ④ケガや病気をした場合の治療費用保険金を請求するときに、病院等の発行した領収書等が必要です。また、その他の実費をお支払いする保険金につきましても、ご負担された費用を確認する領収書等が必要です。
- ⑤賠償事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に引受保険会社にご相談ください。引受保険会社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。借家人賠償責任については、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんので、保険の対象となる方ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなります。

その他ご注意いただきたいこと

育英費用について

本パンフレット記載の育英費用は、育英費用保険金をお支払いした場合には効力を失います（その年度の育英費用分の保険料を返還できない場合があります。）。

このパンフレットは、学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら、取扱代理店までお問い合わせください。なお、ご加入後は「学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））補償の概要等」をご確認ください。

学研災付帯学生生活総合保険は、総合生活保険（こども総合補償）のペットネームです。

この保険は（公財）日本国際教育支援協会を契約者とし（公財）日本国際教育支援協会賛助会員大学に在籍する学生を保険の対象となる方とする学研災付帯学生生活総合保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として（公財）日本国際教育支援協会が有します。

お問い合わせ先 (取扱代理店)	アライアンス株式会社	〒892-0828 鹿児島市金生町7-8 鹿児島金生ビル5F (TEL 099-812-1766 FAX 099-227-2000) 注) 学研災および付帯賠償については、本学の担当窓口（学生支援課）までお問い合わせください。
引受保険会社	東京海上日動火災保険株式会社 (担当課支社) 鹿児島中央支社	〒892-8567 鹿児島市加治屋町12-5 鹿児島東京海上日動ビル5F (TEL 099-225-2344 FAX 099-225-2303)

注) 学研災および付帯賠償については、本学担当窓口（学生支援課）までお問い合わせください。

平成28年12月作成
16-T21334

学研災付帯学総(総合生活保険(こども総合補償))〈補償の概要等〉

補償の概要等は約款の概要をご紹介します。ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、パンフレット等をご確認ください。保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動(以下「弊社」といいます。)は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約(注1)	<p>死亡保険金</p> <p>事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金額がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</p> <p>後遺障害保険金</p> <p>事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じたケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって生じたケガ ・自動車等の乗用員による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって生じたケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
医療費用補償特約(注2) + 待機期間の不設定に関する特約(医療費用補償)	<p>保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に国内で入院または通院した場合 ▶保険の対象となる方が負担した一部負担金*1をお支払いします。ただし、同一の病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)による入院*2または通院*3について、入院または通院を開始した日(入院または通院)からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までの入院または通院により負担した額に限り、 ※医師の処方箋に基づき、薬局(いわゆる院外薬局)で支払った薬代についてもお支払いの対象となります。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した額から差し引くものとします。 ●公的医療保険制度を定める法令により支払われるべき高額療養費 ●公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った保険の対象となる方に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付(いわゆる「附加給付」*4) ●保険の対象となる方が負担した一部負担金について第三者により支払われた損害賠償金 ●保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われたその他の給付(他の保険契約または共済契約により支払われた治療費用保険金に相当する保険金を除きます。)</p> <p>*1 公的医療保険制度における一部負担金、一部負担金に相当する費用、入院時の食事療養費または生活療養に要した費用のうち食事療養標準負担額または生活療養標準負担額をいいます。 *2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。 *3 通院日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再度通院した場合は、後の通院は前の通院と異なるものとみなします。 *4 附加給付とは健康保険組合、各種共済組合等がその規約等で定めるところにより、一部負担金を支払った者に対し、その額の範囲内で支給する上乗せ給付をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる入院または通院 ・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた入院または通院 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・先天性疾患による入院または通院 ・妊娠または出産による入院または通院 ・痔瘻、裂肛または痔瘻による入院または通院 ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じたケガによる入院または通院 ・自動車等の乗用員による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって生じたケガによる入院または通院 ・歯科疾病の治療のための通院 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる入院または通院 ・この契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる入院または通院*1 <p>*1 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。)を経過した後開始した入院または通院については、保険金のお支払いの対象とします。</p>
十人賠償責任補償特約+本人のみ補償特約	<p>国内外において以下のような事故により、他人にケガ等させた、他人の財物(情報機器等に記録された情報を含みます。)*1を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合 ●保険の対象となる方ご本人の日常生活に起因する偶然な事故 ●保険の対象となる方ご本人が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>*1 事故について保険金額*2を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合を除きます。)に限り、示談交渉は原則として弊社が行います。 ※弊社との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、弊社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 保険の対象となる方が国内で受託した家財(受託品)が、国内外での住宅内に保管または一時的に住宅外で管理されている間に損壊・盗取されたことにより、受託品について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負う場合についても、損害額(損害賠償責任の額)について保険金をお支払いします。ただし、損害額は時価額*3を限度とします。(受託品に係る賠償責任補償条項) なお、以下のものは補償の対象となりません。 ・自動車・自転車、船舶等・サーフボード、ラジコン模型等 ・携帯電話等 ・コンタクトレンズ、眼鏡等 ・手形その他の有価証券等 ・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等 ・設備・什器や商品・製品等 ・動物、植物等の生物 ・乗車券、通貨等 ・貴金属、宝石、美術品等</p> <p>*2 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。 *3 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。 ※個人賠償責任については、ご本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含まれます(代理監督義務者については、ご本人に関する事故に限り)。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者または保険の対象となる方(受託品に係る賠償責任補償条項については、その同居の親族も含みます。)等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害(受託品に係る賠償責任補償条項についてはお支払いの対象となりません。) ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*2*3または銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・<受託品に係る賠償責任補償条項のみ> ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・受託品を使用不能にしたり起因する損害賠償責任(収益減少等)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗またはさび・かび等による損害 ・すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外観上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・受託品の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)に起因する損害等 <p>*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*4中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 *2 ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きますが、運転するゴルフ・カート自体の損壊等は、補償の対象となりません。 *3 受託品に係る賠償責任補償条項については車両の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害は、お支払いの対象となります。 *4 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。</p>
救護者費用等補償特約+救護者費用	<p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方またはその親族等が捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合 ●保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合 ●意欲かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合 ●保険の対象となる方の居住に使用された住宅外において被った意欲かつ偶然な外来の事故によるケガのため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して3日以上入院した場合 ●疾病により死亡、または保険期間中に発病し疾病のため継続して3日以上入院されたとき(ただし、責任期間中に医師の治療を開始していた場合に限り。)</p> <p>*1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害(その方が受け取るべき金額部分) ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害 ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた事故によって生じた損害 ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害 ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じた損害 ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害

(注1) 保険の対象となる方が在籍する学校の管理下*1外の急激かつ偶然な外来の事故によりケガ*2をした場合に保険金をお支払いします。
 *1 学校の管理下とは、次に掲げる間をいいます。
 ① 大学等の正課中および学校行事に参加している間
 ② 学校の施設(寄宿舎を除きます。)内にいる間。ただし、大学等が禁じた時間もしくは場所にいる間または大学等が禁じた行為を行っている場合を除きます。
 ③ 学校施設外で大学等に届け出た課外活動を行っている間
 *2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒*3を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。
 *3 細菌性食中毒等補償特約が自動セットされます。

(注2) 入院諸費用保険金および先進医療費用保険金不担保特約(医療費用補償)がセットされています。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
<p>感染症予防費用保険金</p>	<p>保険の対象となる方が次の事故を直接の原因として下記の費用を負担した場合</p> <p>①接触感染 臨床実習の目的で使用される施設内*1で、保険の対象となる方が直接・間接を問わず、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第1項の感染症（以下「感染症」といいます。）の病原体に予期せず接触（接触のおそれのある場合を含みます）することをいいます。</p> <p>②院内感染 臨床実習を行った施設内*1で、感染症の病原体を保有する患者等が発見され、かつその感染症が院内で蔓延した場合（蔓延するおそれのある場合を含みます。）に、保険の対象となる方が臨床実習を目的としてその施設内に滞在し、かつ感染症の病原体に感染したこと（感染のおそれのある場合を含みます。）をいいます。</p> <p>事故の日を含めて1年以内に行った感染症予防措置*2のために保険の対象となる方が負担した費用*3を保険期間（保険のご契約期間）を通じ感染症予防費用保険金額を限度にお支払いいたします。ただし、公的医療保険制度の給付*4がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した費用から差し引くものとします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 国内外問わず *2 感染症への感染または発症を予防することを目的として行う検査、投薬等をいいます。ただし、医師等の指示または指導に基づくものに限ります。 *3 保険の対象となる方の感染症予防措置に社会通念上必要かつ有益であると認められる費用を含み、感染または発症した感染症を治療するための費用は除きます。 *4 公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った保険の対象となる方に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付である、いわゆる附加給付を含みます。</p>	<p>以下の事由によって発生した事故による費用に対しては保険金をお支払いしません。</p> <p>・次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた事故 被保険者 保険金の受取人*1。ただし、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。</p> <p>・けんかや自殺行為・犯罪行為 ・麻薬等の使用 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>*1 保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。</p>
<p>育英費用補償特約</p>	<p>扶養者*1が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより損害が生じた場合</p> <p>▶育英費用保険金額の全額をお支払いします。（重度後遺障害の例）</p> <p>●両目が失明したもの ●咀嚼くおよび言語の機能を廃したのもの ●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 等</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方の扶養者」として記載された方をいいます。</p>	<p>・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態（その方が受け取るべき金額部分） ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の脳疾患、疾病または心身喪失およびこれらによって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者に対する外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガによる扶養不能状態 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合</p>
<p>学業費用補償特約</p>	<p>扶養者*1が保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間*2中に学業費用*3を負担した場合</p> <p>▶支払対象期間中の支払年度ごとに学業費用保険金額を限度として、負担した学業費用の全額をお支払いします。（重度後遺障害の例）</p> <p>●両目が失明したもの ●咀嚼くおよび言語の機能を廃したのもの ●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方の扶養者」として記載された方をいいます。 *2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払最終期までの期間をいいます。 *3 授業料、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等の学校に納付する費用で在学期間中に毎年必要な費用をいいます。</p>	<p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した病気による扶養不能状態*1 ・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態（その方が受け取るべき金額部分） ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した病気による扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に発病した病気による扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって発病した病気による扶養不能状態 ・扶養者の大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって発病した病気による扶養不能状態 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・学業費用補償特約により保険金をお支払いするケガに起因する病気による扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態*2</p>
<p>疾病による学業費用補償特約</p>	<p>扶養者*1が、保険期間中に病気により死亡され、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間*2中に学業費用*3を負担した場合</p> <p>▶支払対象期間中の支払年度ごとに疾病学業費用保険金額を限度として、負担した学業費用の全額をお支払いします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方の扶養者」として記載された方をいいます。 *2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払最終期までの期間をいいます。 *3 授業料、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等の学校に納付する費用で在学期間中に毎年必要な費用をいいます。</p>	<p>*1 該当した扶養者の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。</p> <p>*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態についても、初年度契約の保険始期日から1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。）を経過した後に扶養不能状態になったときは、保険金のお支払いの対象となります。</p>
<p>住宅内生活用財産特約+住宅外等追加補償特約</p>	<p>国内において、保険の対象となる方が所有する家財の損害が生じた場合</p> <p>▶損害額（修理費）から免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて（保険期間が1年を超える場合は保険年度ごとに）保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は再取得価額*1を限度とします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>※以下のものは補償の対象となりません。</p> <p>・自動車、船舶等 ・サーフボード、ラジコン模型等 ・携帯電話等 ・コンタクトレンズ、眼鏡等 ・手形その他の有価証券等 ・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等 ・設備・什（じゆう）器や商品・製品等 ・動物、植物等の生物 ・乗車券、通貨等 ・貴金属、宝石、美術品等 ・データやプログラム等の無体物 ・親族が居住する建物内に所在する家財</p> <p>*1 同じものを新たに購入するのに必要な金額をいいます。</p>	<p>・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗またはさび・かび等による損害 ・すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外観上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術的拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）に起因する損害</p>
<p>借入賠償責任補償特約+借入賠償責任補償特約の一部変更に関する特約</p>	<p>国内における借入戸室*1での事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <p>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※示談交渉は弊社では行いません。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 転居した場合は転居先の借入戸室をいいます。 *借入人賠償責任については、ご本人が、未成年者または責任無能力者である場合は、ご本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者（ご本人の親族に限ります。）も保険の対象となる方に含まれます（ご本人に関する事故に限ります。）。</p>	<p>・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・心身喪失によって生じた損害 ・借入戸室の改装、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害 ・借入戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借入戸室を貸主に引き渡した後に発見された借入戸室の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p>

このパンフレットは総合生活保険（こども総合補償）の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

重要事項説明書 [契約概要・注意喚起情報のご説明]

総合生活保険
(こども総合補償)
にご加入いただく
皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

【マークのご説明】

契約概要

保険商品の内容を
ご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご加入に際してお客様にとって不利益になる
事項等、特にご注意ください事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

この保険は、(公財)日本国際教育支援協会をご契約者とし、(公財)日本国際教育支援協会賛助会員大学に在籍する学生を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申し出により任意にご加入いただける特約等はパンフレットに記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約^{*1}を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご確認ください^{*2}。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●住宅内生活用動産特約 ●救済費用等補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約

*1 総合生活保険(こども総合補償)以外の保険契約にセットされる特約や

東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)以外の保険契約を含みます。
*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額の設定

この保険での保険金額はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

保険料・払込方法については、パンフレット等をご確認ください。

7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(弊社の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】

☆：告知事項かつ通知事項

●保険の対象となる方ご本人がお仕事に従事している場合、その職業・職務等^{*1}

●保険の対象となる方ご本人が加入する公的医療保険制度^{*2}

★：告知事項

●保険の対象となる方ご本人の生年月日

●他の保険契約等^{*3}を締結されている場合には、その内容

*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

*2 医療費用補償特約をセットいただいた場合のみ告知事項かつ通知事項(☆)となります。

*3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 死亡保険金受取人

総合生活保険(こども総合補償)において、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険への加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。

III ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたりない場合もあります。お引受けする商品ごとの通知事項は、前記「Ⅱ-1 告知義務【告知事項・通知事項一覧】」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

●すべての商品共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

●借家人賠償責任補償特約

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

2 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求^{*1}することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。

・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間^{*2}に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。

・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

総合生活保険(こども総合補償)においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

4 満期を迎えるとき

【保険期間終了後、更新を制限させていただく場合】

●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。

●弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合にも、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘

れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

△ 払込取扱票裏面の「個人情報の取扱いに関するご案内」をご確認ください。

● 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

● 総合生活保険（こども総合補償）で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。

● ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社にご加入を解除することができます。

● その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 保険会社破綻時の取扱い等

△ ● 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

● 引受保険会社の経営が破綻した場合に、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回る場合があります。

4 その他ご加入に関するご注意事項

△ ● 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。

● 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大

切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

● ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個々に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、パンフレット裏面をご確認ください。

5 事故が起こったとき

● 事故が発生した場合には、直ちにパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

● 個人賠償責任補償特約において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。

● 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

- ・ 印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
- ・ 弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
- ・ 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- ・ 高額療養費制度による給付額が確認できる書類
- ・ 附加給付の支給額が確認できる書類
- ・ 弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

● 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいな場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

● 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

● 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。

● 個人賠償責任補償特約、借家人賠償責任補償特約において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。

1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
3. 保険の対象となる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入をいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- 保険金をお支払いする主な場合
- 保険期間
- 保険金額、免責金額（自己負担額）
- 保険料・保険料払込方法
- 保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等に記載されているお問い合わせ先までお問い合わせください。

- 加入依頼書等の「生年月日」欄は正しくご記入いただいていますか？
- お子様（保険の対象となる方）がアルバイト等に継続的に従事される場合は、下記「職種級別 B に該当する方」に該当しないことをご確認いただきましたか？

なお、「職種級別 B に該当する方」に該当した場合は保険料が異

なりますので、必ずお問い合わせ先までご連絡ください。（ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。）

(*) 各区分（職種級別 A または B）に該当する職業例は下記のとおりです。

- 職種級別 A に該当する方：下記の職種級別 B に該当しない方
- 職種級別 B に該当する方：アルバイト等で、継続的に以下の6業種のいずれかに従事される方「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」

加入依頼書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約する場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

16-T17242 平成28年9月作成

東京海上日動火災保険株式会社

△ 保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会

△ そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）



0570-022808 <通話料有料>

△ IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。受付時間：平日 午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）